

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開します。

日程2、陳情審査に入ります。

まず、企画総務委員会に、新たに送付8-3、「陳情書 旧永田町小学校・校舎を残して下さい。」が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ありましたらお願いいたします。

○小林財産管理担当課長 今回の陳情の内容につきましては、前回までの陳情審査の内容と同様ですので、こちらに関して、特に新たな情報提供はございません。

なお、資料等の保存に関する意見照会の結果あるいは陳情審査の際の質疑、委員会からの申入れなどを踏まえまして、先日の委員会で写真、資料等のデジタルアーカイブ化と活用に関する取組内容をご説明させていただきましたが、現在、この記録や資料の保存・活用に係る検討に着手しております。具体的内容といたしましては、オーラルヒストリー映像の制作であったり、校舎のデジタル化、写真や関係資料のデジタルアーカイブ化などを検討しているところでございます。オーラルヒストリー映像の作成、制作に当たっては、思い出やエピソードを公募により募集したいとも考えているところでございます。また、この取組に当たっては、複数の専門家に助言や意見をもらいながら進めていくことを考えているところでございます。

先日の委員会、また、先週の予算特別委員会総括質疑においても、建築学会の方から旧永田町小学校の自主的調査の申出があった件についてご質疑を頂きましたが、今回の取組を進めるに当たっては、専門家の方の助言を頂くことを検討しておりますので、区として正式な手順・手続を踏んだ上で、公平性や透明性、履行の確保などにも留意しつつ、区が主体的に仕様やスケジュール、納品物などを明示するなどして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

すみません。検討状況を言葉で説明してしまいましたけれども、記録資料の保存・活用につきましては、様々にご意見いただいているところでありますし、現在、様々に検討を進めているところですので、詳細が決まりましたら、改めて当委員会のほうでご報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

追加の情報提供は以上になります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、この陳情に対しての質疑とか何かございますか。

○田中委員 ちょっと一つご確認させていただきたいんですけども、九段中学校、今、いろいろな移転の際とかに使われている2006年に閉校した九段中学校なんですけれども、もちろん旧永田町小学校よりは後に閉校されているんですけども、こちらは解体とか、そういう計画はなく、この永田町小学校のほうを解体されるという、そこら辺のご説明をお願いできますでしょうか。

○小林財産管理担当課長 旧九段中学校につきましては、耐震性のほうも補強されているところですし、耐震性に不安もないところなので、現時点で解体等の予定はございません。旧九段中につきましては、少し前までお茶の水小学校の仮施設、仮校舎としても使用していたこともありますし、今後のほかの学校の建て替えにも活用できるかなというふうに考えているところです。現在、子どもの遊び場や中高生の居場所なんていうことも検討して

いるんで、そういったところで暫定活用を進めていくことを予定しているところでございます。

○田中委員 ありがとうございます。ただ、陳情者の方も言われているように、文化的価値だとか、あとは、客観的に見ても、駅からの近さとか利便性とかということを考えても、逆では駄目だったのかなという疑問が出てくるんですけれども、そこら辺ご説明いただけますか。

○小林財産管理担当課長 留保財産のときのご説明だったか、ご説明したかと思うんですけど、区においては、いずれの学校跡地についても貴重な財産だというふうには認識しております。それぞれ個別の財産の特徴がありますので、そういったところを勘案した上で、今回、総合的な判断の上、旧永田町小学校には解体の方向性を決定したということでご説明したかなと思っております。永田町小学校に関しましては、耐震性も課題があるということですし、緊急輸送道路に面しているなんていうことをご説明さしあげたかと思っておりますので、そういったものもあろうかと思っております。また、先ほどご説明したように、旧九段中学校に関しましては、耐震性のほうは現在問題ないということになっておりますし、先日まで——あ、すみません、繰り返すですけれども、ほかの学校の建て替えでも使っていました、今後も活用する予定がありますので、そういった点も踏まえて、今回のような判断をしたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○秋谷委員 すみません。何点か確認なんですけれども、建物を見て、もちろんすばらしいなと思ったり、卒業生の方とか思い入れのある方々の思いは大事にしなければいけないんですけれども、もちろん映像であったり、ほかの形で思い出を取っておくというのはできると思うんですね。その場合、映像はどこかに行かなきゃ見れないとか、どこか記念館に行かなきゃ見れないんじゃないじゃなくて、区のホームページとかで常に公開してあげられるものなのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 思いを大切にというのは、この間の陳情審査等々でも様々ご議論いただいているところですので、そちらに関しては、できる範囲内ではありますけれども、思いのほうには寄り添って大切にしていきたいというふうにご考えております。委員ご指摘のように、どこでも見れる環境というお話なんですけれども、来年度、これ、検討していくこととなりますので、今決まっているところではございませんけれども、やはり卒業生の方、区外どころか海外にいらっしゃるということも聞いていますので、ホームページに載せるなどして、どこからでも見れるような環境は整えたいなというふうには現在考えているところでございます。

○秋谷委員 なるべくアクセスしやすい環境を整えてあげればなと思います。

あと、もう一点なんですけれども、後半のほうに書いてある不登校や居場所のない子どもたちにとっての居場所にもなるだろうとあるんですけれども、ちょっと確認なんですけど、ここじゃないんですけど、子どもたちの居場所は千代田区は足りているとは思うんですけれども、その点いかがでしょうかね。

○小林財産管理担当課長 先ほどの田中委員のご質問のところでも少しお話ししたかと思うんですけれども、子どもの居場所事業に関しましては、庁内の需要調査なども行ってお

りまして、現在は旧九段中学校を活用した子どもの居場所事業を暫定的に行う予定で子ども部が進めているところでございます。その後、ほかの場所でも実施することも検討していると聞いてはいるんですけども、旧永田町小学校の庁内需要には上がって来ていませんし、現在、旧永田町小学校を子どもの居場所事業で活用する予定はございません。

○岩佐委員長 そこは確認されたと。

秋谷委員。

○秋谷委員 じゃあ、最後。

最後はお願いになってしまうんですけども、陳情者の方々がそうやって子どもの居場所とかなんとかって心配にならないぐらい充実するよう、ほかの部署とも連携しながら、この事業を進めていただければなと思うんですけども、その点、最後、確認させていただきたい。

○小林財産管理担当課長 これまでも繰り返し申し上げているように、なかなか土地建物、区有地、区有施設の少ない千代田区でございますので、皆さんが思っているような全てできるような環境を整えたいんですけども、なかなか限界というものがあありますし、今回、そういった区有地が少ないということで、最大限有効活用したいということで、苦渋の決断ながら旧永田町小学校の解体ということも決定したところでございます。そういった状況下ではあるんですけども、できる範囲、できる最大限、所管課とも協議、協調しながら、財産管理としても進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○岩佐委員長 ほかに質疑。ご意見でも。

○はやお副委員長 我々のほうとしては、陳情を、前回、これ以外のもほぼ同等の話なんだろうと思いますが、文化的なものをちゃんと留意しながらやっていってよということについて、一応申入れを全会一致でしているということなんで、この辺についてはもう既にクリアしていることなのかなということの一つ思っています。でも、ただ、今、ちょっと答弁の中で、我々はそこを越えてまで、やっぱり今後の経済性というか、そういう効率性を考えてって判断したつもりでいるのが、今、建物の耐震性について、いろいろと調べてみたら、そんなに大きい問題はなかったというふうに私は認識してやり取りやつたつもりでいるんですけども、そのところ、前提は、解体の方向は了承しましたよ。けども、耐震性って当初は言っていたけど、そうでなかったねという話になっていたと思うんで、そこはちょっとお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 すみません。大変失礼しました。耐震性を殊さら強調したつもりは全くないんですけども、この間繰り返し申し上げているとおり、区としては、限りある区有地を最大限有効活用したいということで、今回の決断に至ったところであります。そういった中で、耐震性の課題であったりとか、緊急輸送道路に面しているとか、そういった様々な問題もあるということで、主たるものではないです。主としては区有地を最大限有効活用したいということになりますので、すみません、誤解のある答弁でしたら、そういったことですので、ご理解いただければと思います。

○はやお副委員長 そのところについては、ちょっと留意して、それをもう越えて、今回のところについては、今後の利用、区有地の低未利用地だったものを利用財産に替えてまで対応しようという話になったという整理だから、我々も苦渋の選択をしているという

ことをご理解いただかないと、全会一致で総意をもって申し入れしていますから。そこで、やっぱり何かといったら、ある程度、時間がたってきたわけですよ。やっぱり見せていけなくちゃいけないというのは、一部保存の部材だとか再利用だとかについて、いろいろなデジタルのアーカイブ等々でやると答えているんですけど、どういう道筋でやっていくのか、今、検討されていないなら検討されていないというんだけど、いや、ここがポイントなんです。こういうふうにするから、残さなくても、どうにか皆さんご理解いただきたいというところから、もし決まっていなくても、こういう手順でこういうものを整理していきますよということをもう言わなくちゃ。で、その中の一環として出てきているのが建築学会からの中身を見てください、止めることはできないにしても、そのことを加味しながら、アーカイブだとか何かのことも加味していかなくちゃいけないわけですよ。そうしたときのスケジュール感って、どうなっているのか。一度ああやって文書で返しちゃって、僕、確認しましたよ。メールがいきなり来たもんだから、正副で。したら、建築学会として書面を出したつもりだということ、メールを頂いた方から答えを頂いているんです。だけど、大きな変更は僕はないと思っています。けども、そこを真摯にやっぱり文化に対する評価をきちっとして、それで、アーカイブでこういうことができますから、どうかご理解いただきたいという丁寧な対応というのが執行機関に求められていることじゃないかと思うんですよ。だから、そのところを、もう一度、今決められていなくても、こんな手続・手順、ステップ論を進めていくということを説明しなくちゃ。

○小林財産管理担当課長 前段のところ。この間の質疑を繰り返すことはいたしませんけれども、企画総務委員会の委員の皆様方におかれましては、陳情審査等で非常に多くの時間をかけて様々な面からご審議いただいて、反対される方や我々の意見に対しても真摯に耳を傾けていただいて、本当に非常に苦しい厳しい判断をしていただいたというふうに考えています。その上で、委員会集約としての申入れを頂いていますので、執行機関としては、そういった様々なご意見、ご指摘いただいた点を今度はこちらが真摯に受け止めて、ご意見や申入れをしっかりと着実に進めていくことが執行機関に求められる役割なのだろうというふうに認識しております。ですので、区としては、校舎は解体させていただいて、区民全員の財産である限られた区有地のほうを最大限有効活用していくと、委員の皆様方にもお約束いたしましたので、そのお約束したことをしっかりと着実に進めていきたいというふうに考えております。

これもちょっと誤解のないように申し上げたいと思いますけれども、その際にも、地域の方とか卒業生の方とか関係者の方、そういった方の思いというのはしっかり受け止めて、記録や記憶の保存、継承についてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。スケジュール感、内容といたしましては、先ほど申し上げたとおり、デジタルアーカイブ化、オーラルヒストリーだったりとか、校舎とかそういったもののデジタル化、写真とか資料、思いとかも含めてになろうかと思っておりますけれども、デジタルアーカイブ化というのを進めていきたいというふうに考えています。来年度にはなるんですけれども、1年間かけて、そういった作業を進めていきたいというふうに考えています。それに当たっては、副委員長ご指摘のように、専門家の知見も必要だというふうに思っていますので、複数の専門家、建築であったり、文化財であったり、デジタルアーカイブであったり、教育史であったりとか、そういったところの知見を有する方の複数の方の知見を頂きたいとい

うふうに考えているところでございます。そちらのほうは、来年度早々に進められればいかなというふうに思っています。

○はやお副委員長 そういう段階なんでしょう。だからこそ、逆に、我々も苦渋の選択をしながら、これを進めろと容認したんだから、そのこのところについて、こういう話が出てくるんで、今後、やっぱり、私は、建築学会のほうから出てきた書類については堂々と受けるというところの回答をするべきだったと思いますよ。その上で、結局は、アーカイブのほうで、必要なものは、こういうふうに建築学会から必要性のものについて整理をし、そして、いろんなデジタル方式を使いながらも、こうやって皆さんにご納得いただくという堂々としたそういう進め方をしてもらいたかったですけど。まあ、今、あれで答えて、あと、まとめてやるということですから、という話だと認識しているので、この進め方だけ、この進め方だけはもう少し丁寧に答弁していただけますか。どういうふうに――建築学会から現実文書で来ちゃっているんですから、それを一応連名で返していますけれども、できないと、当面はできないということで、逆に言うと、やりますとも一切書いていないで、できませんと書いてあるから、この辺のところについては、ちょっと、もうちょっと丁寧に。あと、そのこのところについては、そうはあろうとも、こういうことで中を取って、もともとは、もうここで言っているのは残せという話と、いやいやいやいや、新しいデジタル方式でもいいから、もう解体させてくれと。もうどっちかといったら、全く分極化しているんですよ。だから、その中をどうにか埋めるためには、やはりいろいろな思いを吸収していただきながら、どういうふうにやっていくのかということ、大きな筋については我々議会も決断していますから、その中で進めるということでしょうけれども、建築学会から言われたことに関してどう受け止めているのかということも含めて、今後どう反映していくのか。今答えられなくても、こういう大きなたろやかな流れでやるということ、ちょっときちっとして答えていただかないと。

○夏目財産管理担当部長 今いろいろご意見を頂きました。担当課長から申し上げましたが、私どもとしては、今後、複数の有識者ということで話がありましたが、建築や文化財に関する専門家、教育史に関する専門家、それから、ICTですとかデジタルアーカイブに関する専門家、こういった方々を含めて、どういうものを残すかとか、こういった形で残すかとか、そういったことを検討していきたいと思っています。

今、建築学会というお話がありましたが、今回お断りした理由はこの前も述べましたけれども、今後、こういった有識者会議を組むに当たって、結果として、建築学会の方が入るかもしれないと、そういうところはあるのかもしれない。可能性としては否定しておりません。というのは、我々は、別に建築学会だから断ったということではなくて、履行の確保とか公平性とか、そういう視点で断ったという経緯ですので、そこは否定しておりません。ですので、そういった方々と残し方、何を残すかなどをきちんと話しして、それも当然検討の過程もつまびらかにしながら進めていきたいと思っています。

スケジュールとしては来年度いっぱいかかるわけですけども、恐らく有識者の方々と現地を見て、現地の結果をちゃんと有識者の方々と共有して、そういったものをベースに検討していく、何を残すかを検討していくんだと思います。また、先ほど担当課長がオーラルヒストリー、口述伝承ですね、卒業生の方が主になるかと思いますが、そこは、今のところ、我々が選定するんじゃないかと、公募ということも考えております。ですので、そう

いった開かれた手続で私どものほうとしてはきちんと資料を残す、そういった考えで進めさせていただきたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○はやお副委員長 はい。ちょっと最後。

もうそれしかないと思っています。でも、ただ、あと、出てきた公募というスタイルになるのかどうかという話もあるように、建築学会からの、例えば、もし、そういう一緒にそれを調べたい、また、見学をしたいということになった場合については、そういう方向で整理する。でも、大きい流れとしては、解体の流れだということは決まっているわけですから。でも、その中でも、そのところについては、もし要望があれば対応する、個別ではなくて、一緒にということなのかもしれないし、そちらのほうのどういうやり方、手続・手順でやるのか知らないけども、入って検討するということができるという認識でいいのか、そうでないという認識なのか、そこをお答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 校舎の中を見学したいという意見に関しては、記録や整理の意見照会をした中でも、意見を下さった方々の中からも頂いております。今のところ、やはり個別の対応というのは考えておりませんが、そういった機会を設けられるのかどうか、そこも含めて、慎重に検討して対応してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、何か。ご意見でももちろん大丈夫ですので。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、この陳情の取扱いについてはいかがいたしましょうか。

秋谷委員。

○秋谷委員 前に頂いた陳情と内容も重なっているところもありますし、今回議論した内容を議事録をもってお返しすれば、それでいいのかな。それでいいのかなって失礼ですけど。

○岩佐委員長 はい。前回、令和7年12月19日に皆さんと一緒に申合せを5点、記録についてとか環境配慮についてとか、いろいろと申入れをさせていただいたんですけども、新たにもう一度読み上げはしませんが、今回はこの議事録をもってお返しするという事で、もうよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお副委員長 じゃあ、申入れをね。

○岩佐委員長 はい。

それでは、改めて、この申入れをつけた上で、今回の議事録を取り付けて、陳情者にお返しすることにしたいと思います。

以上で、送付8-3、陳情審査を終了いたします。